

財務省告示第四百七十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の特定災害として平成十六年（一千四年）  
）新潟県中越地震を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として  
指定する。

平成十六年十一月四日

財務大臣 谷垣 穎一

都道府県

指 定 地 域

魚沼市	柏崎市	長岡市
栃尾市	小千谷市	十日町市
見附市		

南魚沼市

南蒲原郡中之島町

三島郡越路町

三島郡三島町

三島郡板町

三島郡和島村

三島郡出雲崎町

古志郡山古志村

北魚沼郡川口町

南魚沼郡塩沢町

中魚沼郡川西町

中魚沼郡津南町

中魚沼郡中里村

刈羽郡小国町

刈羽郡刈羽村

刈羽郡西山町

新

潟

県

東頸城郡安塚町